

燕 審 第 7 号
令和 4 年 9 月 28 日

燕市長 鈴木 力 様

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会
会長 今 本 啓 介



個人情報の目的外利用について（答申）

令和 4 年 9 月 28 日付け燕総第 1 4 9 8 号の 1 で諮問されたことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 保護者連絡ツール及び児童生徒園児の欠席連絡手段等としてのマチコミの利用に伴う個人情報のクラウド利用については、保護者との効率的な連絡及び速やかな情報共有により児童生徒園児の教育・保育環境の向上に寄与するものであるとともに、個人情報の保護が適切に行われると認められることから、補足意見を付したうえで、諮問内容について異議ないものとする。
 - (1) 個人情報を他の目的で利用させないこと。
 - (2) 教職員及び保護者がクラウドサービスを使用するにあたり、燕市教育委員会が各学校・園を通じて情報セキュリティ上の注意事項を説明すること。
 - (3) マチコミおよび使用機器の利用にあたっては、個人情報の保護、および情報セキュリティの重要性を認識し、燕市教育情報セキュリティポリシー、その他個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
 - (4) マチコミの利用が不要となった登録者について、利用停止処理、登録情報の消去及び第三者への情報提供の停止を速やかに実施し、業務に必要な範囲を超えた個人情報を保有しないこと。

燕 審 第 8 号
令和 4 年 9 月 28 日

燕市長 鈴木 力 様

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会
会長 今 本 啓 介



個人情報の外部提供について（答申）

令和 4 年 9 月 28 日付け燕総第 1 4 9 8 号の 2 で諮問されたことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 児童生徒向けのオンライン悩み相談のシステムの構築、運用については、悩みを安心して気軽に相談できる体制を構築することにより、児童生徒の教育環境の向上に寄与するものであるとともに、個人情報の保護が適切に行われると認められることから、補足意見を付したうえで、諮問内容について異議ないものとする。
 - (1) 個人情報を他の目的で利用させないこと。
 - (2) 児童生徒がクラウドサービスを使用するにあたり、燕市教育委員会が各学校を通じて情報セキュリティ上の注意事項を児童生徒及びその保護者に対して説明すること。
 - (3) システム利用にあたっては、個人情報の保護、および情報セキュリティの重要性を認識し、燕市教育情報セキュリティポリシー、その他個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

燕 審 第 9 号
令和 4 年 9 月 28 日

燕市長 鈴木 力 様

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会
会長 今 本 啓 介



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う燕市個人情報保護制度及び
燕市情報公開制度における対応について（答申）

令和4年6月9日付け燕総第505号で諮問された個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う燕市個人情報保護制度及び燕市情報公開制度における対応について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、本審議過程において出された個別の意見等については、十分検討されることを要望いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う
燕市個人情報保護制度及び燕市情報公開制度
における対応について（答申）

令和4年9月

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会

目 次

1 はじめに

- (1) 当審議会への諮問について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -1-
- (2) 答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -2-

2 燕市個人情報保護制度について

- (1) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
 - ア 自己情報開示等請求の手数料について・・・・・・・・・・ -3-
 - イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料・・・・・・・・ -4-
- (2) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
 - ア 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性・・・・・・・・・・ -5
 - イ 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性・・・・・・・・ -6-
 - ウ 審議会への諮問案件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -7-
 - エ 自己情報開示等請求の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ -8-
- (3) その他重要な事項について
 - ア 個人情報の定義(死者の個人情報の定義と取扱い)・・・・・・・・・・ -9-
 - イ 要配慮個人情報の取扱い制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -10-
 - ウ 個人情報の本人収集の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -11-
 - エ 個人情報の目的外利用及び外部提供・・・・・・・・・・・・・・・・ -12-

3 燕市情報公開制度について

- (1) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
 - ア 開示義務における不開示情報の規定について・・・・・・・・・・ -13-
 - イ 開示決定等の期限等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -14-
- (2) その他重要な事項について

4 参考資料

- 令和4年度燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 審議経過・・・・・・・・・・ -15-
- 燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 委員名簿・・・・・・・・・・ -15-

1 はじめに

(1) 当審議会への諮問について

これまで個人情報保護制度においては、各地方公共団体が保有する個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、地方公共団体がそれぞれ条例を定めて規律していた。

しかしながら、令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が制定され、個人情報の保護に関する法律の改正(以下「改正法」という。)が行われた。改正法においては、「地方公共団体は、この法律の趣旨の通り、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」(第5条)と定められ、地方公共団体に個人情報の適正な取扱いを確保する責務があることが法律により明確にされた。

これまで燕市では、平成18年の燕市・吉田町・分水町の合併以降、燕市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づき個人情報保護制度を運用してきた。特に、条例第1条に掲げる「個人情報の閲覧請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市民の基本的人権を擁護すること」という目的は、燕市の個人情報保護制度の在り方を明確に表しており、個人の権利利益の保護が最重要であることを表現している。しかしながら、改正法の趣旨に鑑み、個人情報保護法制の一元化を踏まえつつ、地域の特性に応じた規律を条例で定める必要があり、燕市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じた。同時に、燕市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じた。

以上の対応の方向性について、令和4年6月9日、市長から当審議会へ、燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問がなされた。

1 燕市個人情報保護制度について

- (1) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
- (2) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- (3) その他の重要な事項について

2 燕市情報公開制度について

- (1) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (2) その他の重要な事項について

市長からの諮問を受け、当審議会では、令和4年6月9日から計4回にわたり審議会を開催し、審議を重ねた。

審議においては、個人の権利利益の保護の観点から対応の方向性を検討し、また、個人情報保護委員会から示された資料等では燕市の個人情報保護制度の運用に当たって不明確な点については、個別の照会を行い、検討を進めた。

そして、令和4年9月28日、次のとおり対応の方向性について、とりまとめを行った。

(2) 答申にあたって

(1) でも述べた通り、改正法により、地方公共団体の責務は、保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を「講ずるものとする」と改められることとなり、「法律による全国的な共通ルールの設定への転換」及び「個人情報保護委員会による一元的な監視監督体制の整備」が目指された。そのため、燕市においても改正法に対する対応が求められた。

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図る改正法の趣旨を踏まえ、諮問項目に基づき、検討及び審議を行い、以下の通り答申を取りまとめた。

2 燕市個人情報保護制度について

(1) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について

ア 自己情報開示等請求の手数料について（改正法第 89 条第 2 項関係）

改正法第 89 条第 2 項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定するとともに、同条第 3 項においては、「手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」と規定している。この点、個人情報保護委員会によると、地方公共団体におけるこの開示等請求の手数料については、各団体の判断で手数料を無料とすることは可能であり、手数料とは別にコピー代やその送付に要する費用等の実費について徴収することも可能であるとしている。

燕市では、これまで、開示等請求に係る手数料については、市における個人情報の適正な取扱いについて市に対し自己を本人とする個人情報の開示を請求するという制度の趣旨を踏まえ、開示等請求に係る費用は直接的な経費のみとし、その経費については開示資料のコピー代と送料を「写し等の交付に要する費用」として徴収する運用を行ってきた。

このような経緯と実情を踏まえると、このたびの改正法を理由として、特段、開示手続に伴う費用負担が増減する要因は認められないことから、引き続き、自己情報開示等請求の手数料については無料とし、実費相当額のみを負担を求めることが適当であると考えます。

なお、写し等の交付に当たっては、デジタル化の進展やその時々々の社会情勢を考慮し、CD-R や USB 等の様々な媒体により、請求者のニーズに沿ったデータ授受の手法の設定を行うことが望ましいと考える。

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（改正法第 119 条第 3 項関係）

改正法では、行政機関等が保有する個人情報をも特定の個人を識別できないよう加工して民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関にも導入されることとなる。ただし、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については経過措置が設けられており、当面の間、行政機関等匿名加工情報の募集提案は任意であり、また、制度の導入に当たっては具体的なニーズの調査が必要である。

審議会としては、行政機関等匿名加工情報の提供に当たり、情報の加工による匿名化が不十分であれば、個人情報の漏えいに繋がることとなり、個人の権利利益を不当に侵害する事態が生じ得ることから、早急な行政機関等匿名加工情報の募集提案は控えるとした市の対応の方向性については妥当なものであると考える。そのため、行政機関等匿名加工情報の利活用に係る具体的な事務手続が生じることのない現段階において、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を条例で定める必要はないと考える。

なお、改正法の施行後の経過措置期間において、都道府県及び政令指定都市における動向を注視しつつ、市に対して、以下の点を求めることとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に向けて、当該制度に対するニーズを把握すること及びデータ利活用の前提となる個人情報の取扱いについて個人の権利利益を不当に侵害することがないように、情報の加工に必要な知識や研究を進めること
- (2) 行政機関等匿名加工情報の提供制度を導入するに当たっては、事前に審議会の意見を聴くこと

- (2) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- ア 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性（改正法第 60 条第 5 項関係）

改正法では、「要配慮個人情報」及び「条例要配慮個人情報」に限らず、個人情報全般について、個人情報の保有の制限等（改正法第 61 条）、利用目的の明示（改正法第 62 条）、不適切な利用の禁止（改正法第 63 条）及び適正な取得（改正法第 64 条）といった個人情報の取扱いの規律が適用されることとなる。

仮に、市において「条例要配慮個人情報」を規定した場合におけるその効果は、差別や偏見等の事実を踏まえ、その取扱いが配慮されるべきことが明示されること、個人情報ファイル簿に記載されることにとどまり、また、市として当該情報の取得やその保有を特別に制限することは法の解釈から逸脱するものであり許容されないため、「条例要配慮個人情報」を規定することによる実質的な保護の効果が大きいかな否かを総合的に考慮する必要がある。

審議会の審議過程では、現行の条例において取扱いに配慮が必要とされる情報である「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項」について、改正法施行後においても適切な管理がなされるかを懸念し、「条例要配慮個人情報」として規定した上で適切な管理をすべきとする意見が出されたため、令和 4 年 8 月 4 日に個人情報保護委員会へ照会を行った。この照会に対して、個人情報保護委員会からは、改正法の要配慮個人情報として定義する「社会的身分」に含まれると解釈されること、また、要配慮個人情報に該当する個人情報を重ねて条例要配慮個人情報に規定することは許容されない旨の回答があった。

この回答を踏まえると、現時点において、市独自で「条例要配慮個人情報」として規定すべき個人情報は見受けられないことから、「条例要配慮個人情報」の規定を見送るとした市の対応の方向性については妥当なものであると考える。

なお、条例要配慮個人情報に規定するかどうかに関わらず、市の行政事務上、配慮を要する個人情報の取扱いについては、これらの情報は公開されることがない情報ではあるものの、よりの確な個人情報保護の実現のため、市に対して、以下のとおり求めることとする。

- (1) 事務の内容や目的に応じた保護措置を図り、適切な運用を行うこと
- (2) 燕市の施策や社会状況の変化を踏まえて、条例要配慮個人情報の規定の必要性を必要に応じて検討すること

イ 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性（改正法第75条第5項関係）

改正法の下では、各地方公共団体においても本人の数が1000人以上の個人情報を含む個人情報ファイル簿について作成・公表が義務付けられている。これは、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。ただ、各地方公共団体においては、これまで個人情報事務登録簿等により事務単位で個人情報事務について帳簿を作成・公表してきたことに鑑み、改正法第75条第5項においては、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表を妨げるものではない」とされている。

燕市では、現在、個人情報の収集に当たって、その業務の必要性、根拠等を示して審議会に諮問し、その答申に基づき、業務ごとに、事務の名称、個人情報の利用目的、個人情報の記録項目等を記載した登録票（以下「事務登録票」という。）を作成すべき義務を課すことで第三者機関による監視の体制をとっている。

審議会で検討したところ、改正法の立法趣旨である、どのような個人情報の集合を市が保有しているかを明らかにし、開示請求を容易にすることに照らしたときに、既存の事務登録票と個人情報ファイル簿とを両立した場合には、記載事項等が重複しているため、その情報が必要となる市民が探し出そうとした際に必要な情報が埋もれることが想定され、公表する情報の検索性が低下するおそれがある。

また、個人情報の適正な管理は、必ずしも事務登録票によらなければ行えないわけではないことから、事務登録票の役割は、個人情報ファイル簿で充足すると考えられ、今後は個人情報ファイル簿による管理に移行するとした事務局の判断は妥当と考える。

なお、個人情報ファイル簿について、改正法で作成が義務付けられていない、個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成した場合には、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となる等の問題が生じるおそれがあり、対象者が少ないものについては、その数や取扱いに十分な検討を踏まえる必要があるため、作成する場合にあっては、審議会にて当該個人情報ファイル簿に関する個人情報の取扱いの運用上の細則について検討することを求める。

ウ 審議会への諮問案件について（改正法第 129 条関係）

これまで、燕市では、個人情報の収集、個人情報の目的外利用・提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問・答申を経て実施してきたが、改正法の下では、地方公共団体の個人情報保護制度についても、国の個人情報保護委員会が法の規律とその解釈を一元的に担うこととなる。そのため、これまでのように地方公共団体の機関が、個別の事案について法に照らした適否の判断を審議会等への諮問・答申により実施することは、改正法の趣旨に反することとなる。

よって、今後、審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられるが、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、「個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」に審議会へ諮問することができることとされていることから、改正法の下においても審議会へ諮問する場合があるか、あるとすればいかなる場合かについて検討する必要がある。

審議会において検討したところ、審議会はこれまでも燕市の個人情報保護制度の重要事項について諮問してきたことから、改正法の下においても、これまでの燕市の個人情報保護制度との継続性を確保し、個人情報保護制度の運用ルールの細則を設けたり、条例改正等を実施するに当たり、審議会は引き続き重要な役割を果たすことが望ましいと考えられることから、市として、専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認められる場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、新たな条例には、「審議会への諮問」について規定することが適当であると考えられる。

エ 自己情報開示等請求の対応について（改正法第 78 条第 2 項及び第 83 条関係）

本件は情報公開制度における対応の方向性と密接に関連するものであるため、後述の「3 燕市情報公開制度について (1)」にある、「開示義務における不開示情報の規定について」及び「開示決定等の期限等について」を参照されたい。

(3) その他重要な事項について

ア 個人情報の定義（死者の個人情報の定義と取扱い）（改正法第2条第1項関係）

燕市では、現在、死者の個人情報の取扱いについても定められている。しかしながら、改正法の下では、開示等請求の対象となる「保有個人情報」は生存する個人の情報のみで、死者の情報は含まれていない。ただ、改正法の解釈においても、「死者の個人情報はその遺族の情報として保護すれば足りる」との考えから、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合には、当該遺族からの開示等請求を受け付けることとされており、死者の個人情報の対応については実質的に市と同様となっている。もともと、現行の条例においては、「審議会の意見を聴いた上で、実施機関が開示請求を認めるとき」に死者の情報を開示できると規定されているが、改正法の下では、審議会の意見聴取による第三者点検ではなく、法の共通ルールによって、個人情報保護が規律されることとなる。

改正法の下では、死者の個人情報の開示等を請求する際には、生存する遺族等本人の保有個人情報として取り扱うことが原則となるが、審議会において、死者の情報に関する遺族の意思の反映の在り方について意見が出たように、実施機関における個人情報の取扱いには十分注意の上、適切な運用が図られるよう求めるものとする。

なお、燕市個人情報保護制度の運用上の対応として、現行条例下と同様、次の場合には死者情報に対する開示等請求を引き続き認めることが望ましい。

- (1) 被相続人である死者から相続した財産に関する情報
- (2) 被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- (3) 死者の配偶者、子又は父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
- (4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報

イ 要配慮個人情報の取扱い制限（改正法第 61 条関係）

現行の条例では、要配慮個人情報の定義が置かれず、個人情報の収集制限規定においてセンシティブな情報の収集制限を定めており、「法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」を除き、その収集を禁止している。

一方、改正法の下では、直接に収集制限の規定がなくても、あらゆる個人情報の保有について、法令（条例を含む。）の定める所掌事務遂行に必要な場合に、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められているものであり、要配慮個人情報について特段の制限規定を設けることはしていない。

これは、改正法上の個人情報を保有できる範囲と、収集制限規定がある条例上の要配慮個人情報等の個人情報を保有できる範囲が、概ね同様であるという国の考え方に基づくものであり、要配慮個人情報の取扱い制限について、条例による独自の規定がなくとも、改正法適用後の保護措置及び適切な運用により、要配慮個人情報の保護について必要な水準は確保されるものとする。

なお、要配慮個人情報の取扱い制限について、附属機関への諮問を規定することは今回の改正法の趣旨に照らして許容されないものではあるが、市においては、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、安全管理措置等の制度運用に万全を期し、引き続き個人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが望まれる。

ウ 個人情報の本人収集の原則（改正法第 61 条、第 62 条及び第 64 条関係）

現行の条例では、「個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。」と規定し、本人収集の原則を定めている。これは情報の収集等に本人の許可を得る性格のものではなく、「正当な根拠なく個人情報が収集されたり、不正確な情報が収集されたりすることを防ぐこと」と「個人情報の正確性を確保し、または本人以外の者から収集することによる当該本人の権利利益の侵害やそのおそれを防止すること」を目的としている。

一方、改正法の下では、直接に本人収集の原則を定めた規定がなくとも、あらゆる個人情報の保有について、法令（条例を含む。）の定める所掌事務遂行に必要な場合に、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められているものであり、偽りその他不正の手段による収集でない限り、どこから収集するかについて制限を設けることはしていない。

これは、個人情報を保有できる範囲と安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護を図る改正法の趣旨に基づくものであり、条例による独自の規定がなくとも、改正法適用後の保護措置及び適切な運用により、個人情報の保護について必要な水準は確保されるものとする。

なお、個人情報の本人収集について、附属機関への諮問を規定することは今回の改正法の趣旨に照らして許容されないものではあるが、当審議会としては、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、市における安全管理措置等の制度運用に万全を期し、引き続き個人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることを求める。

エ 個人情報の目的外利用及び外部提供（改正法第 69 条関係）

現行の条例の下では、個人情報の目的外利用及び外部提供を原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取り扱う事務の目的以外での保有個人情報を利用し、又は提供することができることとしている。

改正法の下でも、基本的には現行条例と同様の仕組みで個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止について定めており、適用除外事項の規定についても、両者で概ね同程度の内容であるため、改正法施行後も現在の運用が可能なものと考えられる。

審議会の審議過程では、個人情報の取得、目的外利用、外部提供及びオンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは法改正の趣旨に照らして許容されないことから、今後も適切な管理がなされるかを懸念する意見があった。改正法の下では、個人情報の目的外利用及び外部提供について、附属機関への諮問を規定することは、許容されないが、既存の事務及び新規の事務について必要に応じ個人情報保護委員会への確認を行い、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、市における安全管理措置等の制度運用に万全を期し、引き続き個人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることを求める。

3. 燕市情報公開制度について

(1) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

ア 開示義務における不開示情報の規定について

改正法の下では、個人情報の開示請求においては、原則として、本人からの請求に対して開示する義務があるとされ、例外として不開示情報が規定されている。しかしながら、個人情報保護法では開示されないが、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものについては、少なくとも当該地方公共団体の住民であれば誰でも情報公開条例に基づく開示請求を行い開示される情報であることから、これら情報については条例により不開示情報から除かれるとされる。また、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについて不開示情報とすることに実質的に不合理な点がないことから、これらについては条例で定めることにより不開示情報とすることができるとされている（改正法78条2項）。

燕市情報公開条例をみたところ、燕市情報公開条例では「公開してはならない情報」及び「公開しないことができる情報」の規定を定めており、改正法における開示請求の規定の構成が異なるものとなっている。審議会としては、改正法第78条第2項に基づき、施行条例において、改正法によっては開示されないが、燕市情報公開条例の規定により開示することとされている情報、及び燕市情報公開条例との整合性を確保するため不開示とする必要があるものを定めることの必要性について議論を重ねたが、むしろ、燕市情報公開条例の非公開情報についての規定を、行政機関情報公開法の不開示情報についての規定と同様の形にする方が市民にとってもわかりやすいと思われることから、燕市においては、燕市情報公開条例の規定を改正することによりこの整合を図ることが適当であると考えた。

なお、審議会の審議過程においては、改正法が、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(以下「職務遂行情報」という。)」のみ開示することとする一方、燕市情報公開条例はこれに加えて、「公務員の氏名」も開示することとしており、不開示情報が増えることが懸念されるのではないかとの意見が出された。ただ、国においては「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)」により、職務遂行情報に含まれる公務員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがない限り原則として開示することが明確にされている。よって、審議会では、改正法との整合性を図るにあたり、燕市情報公開条例の規定上から「公務員の氏名」の字句を記載しないこととした場合であっても、燕市においても国と同様の取扱いとすることにより開示範囲が狭まることはないと考えた。

イ 開示決定等の期限等について

開示等請求があった場合の期限について、現行条例では開示請求について「開示請求があった日から起算して 15 日以内」に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「当該期間を 45 日を限度として延長することができる」としている。

改正法では、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を「開示請求があった日から 30 日以内」に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「(当該期間を) 30 日以内に限り延長することができる」としている。そして、これらの期間については、地方公共団体が条例により任意の期間に短縮することはできるが、30 日を超える期間に設定することはできないものとされている。改正法で定められる期間は、現行条例で定められる期間よりも長く、市民に不利益を与える可能性があることから、燕市においても条例により期間を短縮する必要があるかを判断する必要がある。

この点について、審議会で検討したところ、個人情報開示請求は、行政機関が保有する保有個人情報について、自己を本人とする情報の所在や取扱い等を確認するための制度であり、できる限り速やかに開示をするか否かを決定し、それを条例で義務付けすることは市民感情にも即したものであること、現行条例で定められる期間での開示について現状において特段の支障が認められないことから、開示請求については、現行条例に近い 15 日以内、延長については 30 日以内に見直すことが適当である。

なお、燕市個人情報保護条例及び燕市情報公開条例では、請求のあった日を決定期間に算入しているが(初日算入)、改正法では、その算入方法は民法の原則(初日不算入)によることとされ、地方公共団体が初日算入とする定めを設けることは許容されていないことから、初日不算入の取扱いとすることが適当である。また、このことにより期間が 1 日延びるものの、このことにより市民が被る不利益は極めて限定的であること、わかりやすさを優先することが望ましいことから、上記期間に設定することが妥当であると考えられる。

(2) その他重要な事項について

情報公開制度については(1)において記載した個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について以外に、対応の方向性を検討する重要な事項は見受けられなかった。

4 参考資料

1. 令和4年度燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 審議経過

(1) 第1回(令和4年6月9日(木))

- ・ 審議会への諮問
- ・ 法改正の概要と対応の基本方針

(2) 第2回(令和4年7月8日(金))

- ・ 個別検討項目について
個人情報 の 定義 (死者の個人情報 の 定義 と 取扱い)
条例要配慮個人情報 を 条例 で 定める 必要性
要配慮個人情報 の 取扱い 制限
個人情報 の 本人 収集 の 原則
個人情報 の 目的 外 利用 及び 外部 提供

(3) 第3回(令和4年8月4日(木))

- ・ 個別検討項目について
法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性
開示義務における不開示情報の規定について
開示決定等の期限等について
自己情報開示等請求の手数料
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料
審議会への諮問案件

(4) 第4回(令和4年9月28日(水))

- ・ 答申内容の検討審議
- ・ 答申

2. 燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 委員名簿

氏名	所属等	備考
今本 啓介	新潟大学法学部教授	会長
廣田 貴子	弁護士	副会長
山崎 貴典	連合新潟県央地域協議会副会長	
中野 邦雄	燕市社会福祉協議会副会長	
中江 小夜	人権擁護委員	
樋口 晃	燕市自治会協議会副会長	
山口 博幸	公募委員	

(計7人 順不同、敬称略)